平成２５年（フ）第２４０号
大分市新川町２丁目５番38号　ビューハイム新川105
債務者　後藤　浩二
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市原良３丁目12番26号
債務者　末吉　良幸
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市中山町5171番地１　スウィートメゾンⅠ203号
債務者　亀井　宏明
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
鹿児島県鹿児島市福山町2084番地
債務者　有村　拓也
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市平之町６番３―301号
債務者　小島　真一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
鹿児島県鹿児島市西陵８丁目８番１号
債務者　山下久美子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道浦河郡浦河町荻伏町354番地の９
債務者　秋田　　清
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
三重県桑名市大字立田町199番地
債務者　宮坂　啓子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
三重県員弁郡東員町城山１丁目55番14
債務者　橋本　恭之
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
三重県四日市市三重４丁目２　28棟107号、住民票上の住所三重県四日市市沖の島町２番８―605号　グランドメゾン諏訪新道
債務者　松井　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
三重県熊野市井戸町775番地
債務者　藤田　正一
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第５５８号
京都市山科区音羽山等地40番地１、前住所京都市山科区大宅五反畑町46番地３
債務者　朝岡　美香（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
広島県三原市本郷町船木1284番地１　カレントヴィラ102号室
債務者　宇宿　和廣
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
広島県三原市小泉町4245番地
債務者　小早谷　透
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
愛媛県松山市北斎院町286番地５
債務者　中川　　悠
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５１号
愛媛県松山市北斎院町286番地５
債務者　中川　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
愛媛県松山市今在家１丁目10番10号、住民票上の住所愛媛県松山市今在家１丁目10番26号
債務者　中川　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
松山地方裁判所民事部